



2021年3月18日
九州電力送配電株式会社

「託送供給等約款」の認可を受けました

— 需要場所や引込み・契約単位の見直し、送電ロス率の見直し等 —

当社は、2021年3月10日に電気事業法第18条第1項^{※1}に基づく変更認可申請を行った託送供給等約款^{※2}につきまして、本日、経済産業大臣より認可を受けましたので、お知らせいたします。

新たな託送供給等約款は、2021年4月1日から実施します。

なお、見直しの概要は別紙のとおりです。(2021年3月10日お知らせ済み)

※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：託送供給等約款

託送供給等約款とは、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。

以上